

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設について

ダイオキシン法の届出が必要な「特定施設」には、「大気基準適用施設」と「水質基準対象施設」があります。これらの施設の設置及び変更を行う際には、設置及び変更工事着手予定日の61日前までに届出を行う必要があります。

(1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設とは、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する特定施設で、施行令別表第1に掲げるものをいいます。当該施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度について、大気排出基準が適用されます。

施行令別表第1 大気基準適用施設

号	施設種類	規模	用途
1	焼結炉	原料の処理能力 1 t / 時以上	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造用に供するもの。
2	製鋼用電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	鋳鋼又は鍛鋼の製造用を除く。
3	亜鉛回収施設 焙焼炉、焼結炉、 溶鉍炉、溶解炉、 乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t / 時以上	製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。
4	アルミニウム合金 製造施設 焙焼炉、乾燥炉 溶解炉	原料の処理能力 0.5 t / 時以上 容量 1 t 以上	原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。
5	廃棄物焼却炉	火床面積0.5m ² 以上 又は 焼却能力50kg / 時以上 ※	

※廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積又は焼却能力の合計。

(2) 水質基準対象施設

水質基準対象施設とは、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する特定施設で、施行令別表第2に掲げるものをいいます。

水質基準対象施設を設置する工場又は事業場は「水質基準適用事業場」となり、排水中のダイオキシン類濃度について、水質排出基準が適用されます。

施行令別表第2 水質基準対象施設

号	施設種類	備考
1	塩素又は塩素化合物による漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造用
2	アセチレン洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造用
3	廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造用
4	廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造用
5	廃ガス洗浄施設	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理するもの
6	二塩化エチレン洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造用
7	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	カプロラクタムの製造用 （塩化ニトロシルを使用するものに限る。）
8	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造用
9	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用
10	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造用
11	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造用
12	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理するもの
13	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	亜鉛の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）

号	施設種類	備 考
14	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）用
15	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/時以上）から発生するガスを処理するもの
	灰の貯留施設	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/時以上）に係るもの（汚水又は廃液を排出するものに限る。）
16	分解施設	廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物を処理するもの
	洗浄施設又は分離施設	PCB汚染物又はPCB処理物を処理するもの
17	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）用
18	下水道終末処理施設	第1号から第17号まで及び第19号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するもの
19	水の処理施設	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水等を含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）を処理するもの

※瀬戸内海環境保全特別措置法対象事業場について

排水量が日最大 50m³以上の事業場の場合は、ダイオキシン法に基づく水質基準対象施設の届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請手続きが必要となります。（ただし、大気基準適用施設の届出は、ダイオキシン法に基づく届出が必要です。）

(3) 他法令の許可、届出等について

ダイオキシン法の特設施設を設置する場合、同法の届出とは別に、次の各法律・条例による許可又は届出等が必要となる場合があります。

- (例) ・大気汚染防止法
・水質汚濁防止法
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律